

令和5年度教育実習の申し込み について

千葉県立佐倉高等学校 教務部

令和5年度に本校での教育実習を希望する方は、以下の要領をよく読み、必要な手続きを行ってください。

1 受け入れ対象

- (1) 原則として本校卒業生であること。
- (2) 教職に就くことを強く希望し、教員採用試験を受験する予定であること。
- (3) 教育実習生として適格であると認められること。
- (4) 大学における教職関連科目を含む取得単位数(予定も含む)が所定の基準を満たしていること。

2 受け入れ人数

- (1) 実習生に対する指導や生徒に対する学習指導の面で支障が出ないように、各教科・科目において受け入れ可能な人数を定めています。
- (2) 実習生全体の人数は、本校クラス数である24名以内としています。

3 実習時期

- (1) 原則として6月上旬から7月上旬の期間のうち3週間(15日間)または2週間(10日間)になります。
- (2) 実習生の人数や授業の進度などの理由により、9月中旬から10月中旬の期間のうちの3週間(15日間)または2週間(10日間)になる場合があります。
- (3) 正式な日付は、実習年度当初である令和5年4月中旬頃に決定します。
- (4) 実習開始の数週間前には、実習予定者全員を対象とした事前打合せを行う予定です。

4 実習内容

担当教科・科目の教科指導(実習・見学・協議など)を中心に、ホームルーム経営や特別活動などの指導、その他校務全般に関する実習を行います。

5 申し込み方法

- (1) 実習を希望する方は、本校Webページ(<https://cms2.chiba-c.ed.jp/sakura-h/>)から「令和5年度 教育実習 申し込み用紙」をダウンロードし、それに必要事項を記入または入力したものを、本校教務部宛に郵送してください。

※送付先 〒285-0033 千葉県佐倉市鍋山町18番地

千葉県立佐倉高等学校 教務部 教育実習担当者 宛

(注意: 封筒の表面に「令和5年度教育実習申し込み用紙 在中」と朱書してください。)

- (2) 申し込みの期間は、**令和4年4月15日(金)から5月6日(金)まで【必着】**とします。なお、受け入れ可能人数が各教科・科目および全体で限られているため、原則として先着順とします。
- (3) その後、各教科・科目および教務部などによる書類選考を経て、実習の可否を決定します。

6 備考

- (1) 実習期間中は、原則として個人的理由で実習を休むことは認められません。
- (2) 実習に際して大学からの謝金などは一切受け取りません。ただし、実習に必要な教材(教科書等)に関わる実費は、実習生本人の負担となります。
- (3) 不明な点がありましたら、本校教務部までお問い合わせください。

※令和6年度の申し込み方法については、令和5年4月頃に本校HP上に掲載する予定ですので、それまでお待ちください。